

平成26年9月24日

各 位

日本中央競馬会
馬事担当理事

馬伝染性貧血に関する日本中央競馬会入厩要件の一部変更について
(平成27年1月1日付)

平素から本会の衛生対策および防疫業務にご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
馬伝染性貧血は、日本国内においては2011年の在来馬である御崎馬での発生があったものの、軽種馬群につきましては長らく発生していないことは既にご承知の通りです。そこで本疾病の現状を鑑みて、専門家および関係各所と協議の結果、国内軽種馬群についての本病の清浄性が確認されました。

そこで、馬伝染性貧血検査証明に係る入厩要件を下記のとおり緩和することといたしました。皆様におかれましては、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

記

馬伝染性貧血検査証明入厩要件

【現行の当該部分入厩要件】

入厩検査を受検する馬は、入厩日の前年1月1日以降の馬伝染性貧血検査証明書を本会に提出しなければならない。

【改定後の当該部分入厩要件】

入厩検査を受検する馬は、入厩日の5年前の日の属する年度開始の1月1日以降の馬伝染性貧血検査証明書を本会に提出しなければならない。

※ただし、入厩検査時において馬伝染性貧血を受ける馬については、これを省略することが出来る。

日本中央競馬会の施設への入厩について

平成27年1月1日
日本中央競馬会
馬事部 防疫課

JRAの施設（トレーニング・センター及び競馬場）に入厩する場合、「日本中央競馬会競走馬伝染病防あつ規程」に基づき入厩検疫を行います。この検疫を受ける際には、下記の書類の提出が義務付けられています。書類に不備がある場合、入厩できないことがありますので注意して下さい。なお、入厩検疫を行う日時につきましては、JRAから指定しますので、それに従って入厩して下さい。

記

入厩時に携行すべき書類

- 馬の検査、注射、薬浴、投薬証明手帳（いわゆる健康手帳）
- 当該馬の個体鑑別検査に必要な馬体特徴を記載した書類
- 入厩日の5年前の日の属する年度開始の1月1日以降の馬伝染性貧血検査の証明書（注1, 2）
- 理事長が指定する予防接種証明書（注3）
- 輸入検疫証明書（注4）
- 理事長が防疫上特に必要と認める場合は、その都度指定する書類
（注1）各都道府県の証明印（公印）または、獣医師の証明書。
（注2）入厩検疫時に馬伝染性貧血検査を受ける馬は不要。
（注3）海外での接種については、接種年月日が証明できるものに限り認める。
（注4）「家畜防疫対策要綱」による着地検査期間中は入厩を認めない。

〔参考〕

馬インフルエンザ予防接種入厩要件

1) 新入厩馬（本会施設に初めて入厩する馬）は以下の条件を満たしておくこと。

(1) 基礎免疫として2週間以上2ヶ月以内の間隔で2回接種が実施されていること。

○内国産馬は、1歳時の春期に実施するのが望ましい。

○外国産馬は、輸入後速やかに実施するのが望ましい。

(2) 基礎免疫完了後4週間以上7ヶ月以内に補強接種（初回補強接種）が実施されていること。その後すべての補強接種は1年を越えない間隔で実施されていること。

○7ヶ月以内の間隔で春期と秋期に実施するのが望ましい。

(3) 入厩前2週間から7ヶ月の期間に補強接種が実施されていること。

ただし、初回補強接種が適切に実施されていない馬又は補強接種間隔が1年を越えた馬については、再度基礎免疫を実施し2週間以上経過していること。

2) 再入厩馬（新入厩馬以外の馬）は以下の条件を満たしておくこと

(1) 前回の入厩以降、すべての補強接種は1年を越えない間隔で実施されていること。

○7ヶ月以内の間隔で春期と秋期に実施するのが望ましい。

(2) 入厩前2週間から7ヶ月の期間に補強接種が実施されていること。

ただし、補強接種間隔が1年を越えた馬については、再度基礎免疫を実施し2週間以上経過していること。